

インクルーシブ教育

さえき やすひこ
佐伯 安彦

●日本教職員組合 政策局副局長

「インクルーシブ教育」という言葉に出会ったのはいつの頃でしょうか？今となっては、私の中では、若かりし頃の障害当事者との出会いが大きく関わっていたように思います。インクルーシブは「包み込むような」という意味の英語です。障害のある子どもも障害のない子どもも、様々な子どもたちがともに同じ場所で育つという教育理念のことです。欧州でインクルーシブ教育が普及し、日本でも少しずつこの考え方が知られるようになってきました。

1994年にユネスコとスペイン政府の共同会議で出されたサラマンカ宣言が大きなきっかけになりました。サラマンカ宣言は「インクルーシブ志向の普通学校は、差別的態度と闘い、友好的な地域社会を作り、インクルーシブな社会を築き、万人のための教育を実現する最も効果的な手段である。このような学校は、大多数の児童に効果的な教育を提供し、教育制度全体の効率を高め、最終的には費用対効果を改善する」としています。

2006年、国連総会で採択された障害者権利条約は「障害を理由とする別扱いは差別である」「普通教育から排除されない」などの原則を定めています。日本でも批准の動きがありましたが、障害当事者から「私たちのことを、私たち抜きで決めないでほしい」という声が上がりました。当事者が権利の主体であり、社会や政府は「障害者の保護や福祉はこうあるべき」という一方的な「押しつけ」をしていると鋭く批判しました。本人、障害当事者の意向をきちんと確かめてほしいということです。

日本政府は、この条約を批准するために内閣

府に障害者制度改革本部を設置し、学校教育法や障害者基本法の改正、障害者差別解消法等の制定をすすめ、2014年に批准しましたが、学校現場では、特別支援学級や特別支援学校の子どもたちの在籍者数は、毎年過去最多(文科省調査)を続けています。

2022年9月に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見では、「分離別学制度はインクルーシブ教育とは違う」としています。私たちは障害を医学モデルでとらえるのではなく、「社会モデル／人権モデル」でとらえることが大切だと考えています。日本教職員組合では、昨年まで私の立場がインクルーシブ教育部長ということもあり、日本各地の障害のある子どもたちや保護者との関わりが増えました。よく言われたのが、「障害のある子が普通学級に行けるなんてことは誰も教えてくれなかった」です。全国では本人・保護者が地域の学校を希望しても入学できない事例がまだまだ報告されています。総括所見では、「本人、保護者が希望したら、拒否できない条項を作りなさい」とも勧告されています。政府には、例えば10年かけて、インクルーシブ教育の方向にむかうための計画を作ることが求められています。このことも総括所見で「十分な予算を備えた、ゆたかなインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択し」と勧告されています。

誰もが希望をすれば、安心して過ごせるインクルーシブな学級や学校で育った子どもたちこそ、インクルーシブな社会を創っていく担い手となるのではないのでしょうか。